

道路占用に関する許可条件

上尾市 都市整備部 建設管理課

【道路占用者の責任に関する事項】

1. 道路占用許可を受けた者（以下、「道路占用者」）は、占用物件の維持管理に努め、道路の管理上支障をきたすことのないようにすること。
2. 常時、占用物件の保安管理を適正に行い、適宜安全点検を実施すること。
3. 占用物件の管理の瑕疵に起因して、第三者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、道路占用者の責任において解決すること。
4. 道路に関する工事のため、占用物件の除去又は移転、改築を市から受けたときは、道路占用者の負担で義務を履行すること。
5. 道路占用期間満了後も引き続き道路占用する場合は、満了日の1か月前までに更新申請書を提出すること。
6. 占用物件を廃止する場合は、廃止届を提出して現状復旧の指示を受けること。
7. 道路法第39条の規定に基づく占用料は、遅滞なく納付すること。